

(議事要旨 1) テーマ提言について

1. 前回までの基準諮問会議における提案について

FASF 渡部企画・開示室長より、前回までの基準諮問会議における提案について対応の状況が説明された。続いて、基準諮問会議事務局のASBJ 前田ディレクターより、『『経営者が会計方針を適用する過程で行った判断』及び『見積りの不確実性の発生要因』に関する注記情報の充実』の検討状況について詳細な説明が行われた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

重要な情報開示であるとする意見

- 監査実務において、経営者による会計上の見積りは重要な監査上のポイントとなっており、財務諸表の利用者においても必要不可欠な情報であると考ええる。
- 現状の開示では、例えば、売上の計上基準を開示している会社が少ない、のれんの減損においてグルーピングの方法が十分に開示されていないなど、分析のために十分な情報が開示されていない。経営者がどのような考え方にに基づき会計方針を採用したか、見積りを行ったかに関する情報は、利用者が財務諸表を分析する上で重要であると考ええる。
- 企業固有の情報が開示されることは重要であり、企業の意識を喚起する点も考慮し、本テーマの検討を行うことが必要である。これらの開示がなされることによって、作成者と投資家の間での対話が促進されることが考えられる。

開示を検討するにあたって慎重に対応すべきとする意見

- 我が国における開示のあり方を議論すべきであり、パッチワーク的な対応となることを懸念する。
- 実質的に有用な開示を行うためには、導入初年度だけでなく、継続的にコストがかかるため、作成コストにも配慮が必要であると考ええる。
- 不確実性をどのようにコントロールするかは経営の本質であり、開示において詳細に表現することは困難である。財務情報ではなく、投資家との対話を通じて補完することによいと考える。
- ボイラープレートの開示が多いというアウトリーチにおける意見に同意する。仮にそれ以上の開示を行う場合には、説得力のある根拠が必要になると考える。
- ASBJ では現在、多くのテーマを抱えており、優先順位を踏まえた上で慎重に議論すべきと考えられる。

IASB の検討状況を踏まえて検討すべきとする意見

- IASB では、開示原則プロジェクトにおいて「会計方針の開示」を検討している。そのため、次回の基準諮問会議までにIASB から開示原則に関するディスカッション・ペーパーが公表されていなければ、結論は次々回の基準諮問会議で判断すべきである。

- IASB における開示の議論を十分に踏まえた上で、我が国の開示の方向性を決めるべきであり、慎重に検討する必要があると考える。

その他の意見

- 会計上の見積りの不確実性は、財務諸表の作成過程で既に検討済みであるため、新たにコストがかかることは想定しにくい。また、対象範囲は限定されると考える。
- 我が国では法制度において開示規則が定められており、包括的な開示原則を開発することは困難であるため、重要な項目に限定して検討することが良いと考える。

これらの意見を受け、議長より、次回以降の基準諮問会議において、新規テーマの提言を行うか否かについて決定したい旨の発言がなされた。

2. 新規テーマ提言について

前回の基準諮問会議で提案された「子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係」について、ASBJ 小賀坂副委員長より、実務対応専門委員会における新規テーマの評価の説明がなされた。その後、当該評価を踏まえ、FASF 渡部企画・開示室長より、新規テーマとして ASBJ に提言する旨の事務局の対応案の説明が行われた。

この対応案に関して、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 連結財務諸表におけるのれんの減損の考え方と整合しないケースが今後も発生する可能性があるため、本テーマに関しては ASBJ においてできるだけ早めに結論を出して頂きたい。

これらの意見を受け、議長より、事務局の対応案どおり、ASBJ の新規テーマとして提言する旨の発言がなされた。

3. 今回の提案について

今回の基準諮問会議に寄せられた新規テーマの提案「マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応」について、FASF 渡部企画・開示室長より、新規テーマの内容と事務局の対応案の説明が行われた。続いて、ASBJ 前田ディレクターより、テーマ内容に関する詳細な説明が行われた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 企業に対して緊急な対応を要請することがないように検討を進めて頂きたい。
- マイナス金利の状況が短期的に解消するとは考えにくいので、この状況が継続するこ

とを念頭に検討して頂きたい。

- 基準等の公表に 3 ヶ月程度デュー・プロセスに時間がかかるのであれば、年内までの様子を見て、いつでも対応可能なように準備をしておいて欲しい。
- 退職給付債務の割引率について、仮にゼロを下限とする方法を認めないとすると、数理計算上の差異が多額に発生する可能性があり、財務制限条項に抵触する可能性等もあるため、年度末までに余裕をもって対応を図って欲しい。
- 金利スワップの特例処理への対応については、既に金融機関ごとに多様な実務が始まっているので、その状況を踏まえて検討頂きたい。

これらの意見を受け、議長より、現状を鑑みて、基準開発の要否及び時期について ASBJ に判断を委ね、適時に対応を図るということを依頼する旨の発言がなされた。

以 上